

# 住民監査請求に係る監査結果

## 第1 監査の請求

### 1 請求書の提出

2023年（令和5年）6月13日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により監査請求書の提出があった。

### 2 請求人

（省略）

### 3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば、次のとおりである。

(1) 福山市長に対し、次の措置を求めるものである。

2022年度（令和4年度）人権推進事業として、部落解放同盟福山市協議会（以下「協議会」という。）に交付した補助金200万円は、違法かつ不当なため、市に返還させること。

(2) 理由は、次のとおりである。

協議会が市に提出した2022年度（令和4年度）人権推進事業報告書（以下「本件事業報告書」という。）によると、人権推進事業の大半は、いわゆる「狭山事件」に関するものが多い。すでに有罪が確定した事件について、「冤罪だ」との活動に市が補助金を交付するのは、行政による司法権の独立への侵害行為であり、憲法第76条違反である。

また、人権推進事業とは全く関係のない私的な宗教儀式である「Aさんを偲ぶ会」に補助金を交付するのは、憲法第20条違反である。

そもそも、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づき、補助金の使途を裏付ける「証憑」の開示を求めたが、開示がなかった。証憑の開示がなされない以上、協議会が補助金を一体何に使ったのか疑わしいと言わざるを得ない。

## 第2 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

## 第3 監査の対象

### 1 監査対象事項

## **住民監査請求の対象となる財務会計上の行為**

自治法第 242 条第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の确实さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」旨規定している。

上記の規定及び請求の要旨から、本件請求の監査対象事項を次のとおりとした。

### **(1) 監査対象となる財務会計上の行為について**

監査対象となる財務会計上の行為は、協議会に対する 2022 年度（令和 4 年度）人権推進事業補助金（以下「本件補助金」という。）の支出の確定である。

### **(2) 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性について**

本件補助金の使途が本件補助金の交付決定の内容に沿ったものかどうかについて、本件補助金の支出の確定手続において、福山市補助金交付規則（昭和 41 年規則第 17 号。以下「交付規則」という。）等の規定に従い、適切になされているかどうか。

## **2 監査対象部局**

市民局まちづくり推進部

## **第 4 監査委員の除斥**

本件請求の監査において、池上文夫委員は自治法第 199 条の 2 の規定により除斥された。

## **第 5 請求人の証拠及び陳述書の提出**

1 自治法第 242 条第 7 項の規定により、請求人から、2023 年（令和 5 年）6 月 26 日付で陳述書が提出された。なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 陳述書の要旨は、次のとおりである。

福山市は、「人権推進事業」として協議会に対して多額の公金を交付している。しかしながら、それが「人権推進事業」に値するかは、名目ではなくその事業の内容で判断

しなければならない。

協議会は、人権推進事業とは全く関係ない政治活動を行っており、政治的中立性に問題のある団体に、公金から補助金を交付するのは、行政の政治的中立に反するものである。

よって、協議会が行った「人権推進事業」の内容を精査し、明らかに人権推進とは全く関係ない政治運動に補助金が使われているのであれば、直ちに交付した補助金の返金を協議会に求めるべきである。

- 3 口頭による意見陳述については、請求人から必要はない旨の意思表示があり、実施しなかった。

## 第6 関係機関の陳述等

- 1 市民局まちづくり推進部に対して意見の陳述及び関係資料の提出を求めたところ、当該関係機関から陳述書及び関係資料の提出があった。また、陳述内容を補足するため、当該関係機関の職員から聴取を実施した。

- 2 陳述等の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件補助金の使途については、人権推進事業補助金交付要綱(2006年(平成18年)4月1日施行。以下「交付要綱」という。)に基づく対象事業を抽出し、それらについて適正な支出になっているか、協議会の事務所に出向き、本件事業報告書の添付資料の内容について、1件ずつ実施主体や研修等の内容、支払いの事実を確認している。

- (2) 2022年度(令和4年度)分では、まず、構成員の主体的力量の向上を目的とした研修会等への参加に係る経費(本件事業報告書の添付資料中の、行動費内訳)について確認を行った。協議会の運営等に関するものは除外し、補助対象事業は別表のとおりとなり、補助対象経費は本件補助金の上限額である200万円を上回ったことを確認した。

- (3) 本件事業報告書に記載された事業費は、補助対象事業以外のものを含めた、協議会が行った事業全体の金額であり、補助対象事業だけの事業費ではなかったことから、協議会に対して補正を求めるべきであった。補正を行わなかったことにより、結果として今回の請求人が請求の理由に記載されているように認識されることとなり、誤解を招くことになっていると考えている。

## 第7 監査の結果

### (本文)

本件請求については、監査委員合議の結果、次のとおり決定した。

本件請求については、理由がないものと判断し、「棄却」する。

## (理由)

請求内容に係る監査委員の判断の理由は、次のとおりである。

### 1 人権推進事業補助金の概要

(1) 交付要綱によれば、本件補助金は、市内の同和地区住民の大多数を結集する自主的運動団体が実施する「人権文化が根付いた地域社会」の実現に資することを目的とする事業に対して、予算の範囲内で交付するものである。

(2) 交付要綱では、本件補助金の補助対象事業として、①講演会、シンポジウム、研修会等の開催に要する経費、②構成員の主体的力量の向上を目的とした研修会等への参加に係る経費、③調査、研究に関する経費などを掲げており、補助対象経費は、講師謝礼等の報償費、交通・宿泊費等の旅費、印刷・材料費等の需用費などとしている。

### 2 監査対象となる財務会計上の行為について

(1) 本件補助金の支出の流れは、次のとおりである。

#### ア 本件補助金の交付及び概算払の決定

2022年(令和4年)4月1日付けで協議会から提出された補助金交付申請書に基づき、補助金額200万円の交付決定(支出負担行為)と、併せて概算払の決定を行っている。

#### イ 本件補助金の概算払

・前期分 700,000円

2022年(令和4年)5月2日支出命令、同年5月10日支払

・中期分 700,000円

2022年(令和4年)8月18日支出命令、同年8月31日支払

・後期分 600,000円

2022年(令和4年)12月15日支出命令、同年12月20日支払

#### ウ 本件補助金の確定

2023年(令和5年)3月31日付けで協議会から提出された本件事業報告書に基づき、概算払により支出した額を本件補助金の額として確定している。

(2) 上記のとおり、本件補助金は概算払していることから、監査対象となる財務会計上の行為は支出した補助金額の確定である。

### 3 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性について

(1) 本件事業報告書の確認

交付規則第12条の規定によれば、補助事業者から事業報告書が提出された場合、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき、交付すべき補助金の額を確定し、補助

金を交付するものとされている。

本件補助金では、本件事業報告書に添付された「行動費内訳」の事業が、交付要綱に定める補助対象事業である「構成員の主体的力量の向上を目的とした研修会等」に該当するかどうか、また、参加費、旅費、宿泊費が補助対象経費に該当するかどうかについて、担当部局において1件ずつ実施主体や内容、支払の事実を確認している。

#### (2) 本件補助金の補助対象事業及び補助対象経費

担当部局において本件事業報告書等により確認した補助対象事業及び補助対象経費は、別表のとおりであった。

「行動費内訳」39件の事業のうち7件については、協議会の運営等に関するものとして補助対象事業から除外され、残り32件を補助対象事業と認定したものであり、補助対象経費と認めた参加費、旅費、宿泊費の総額は、本件補助金の額200万円を超えている。

なお、請求人は、本件補助金が狭山事件に関するものや私的宗教行事に使用されていると主張しているが、上記の補助対象事業32件には、請求人が指摘するものは含まれていない。

#### (3) 上記(1)及び(2)に基づく判断

本件補助金の補助対象事業及び補助対象経費については、交付要綱に定める対象事業の一つである、構成員の主体的力量の向上を目的とした研修会等への参加費、旅費、宿泊費の妥当性を審査し、これらの事業は補助目的の達成に資するものであると判断していることから、担当部局において確認した内容は是認でき、本件補助金の支出の確定は適正なものと認められる。

## 4 結論

以上のことから、2022年度（令和4年度）人権推進事業補助金の返還を求める本件請求には理由がないものと認める。

よって、本件請求は棄却されるべきものである。

## 第8 付記

監査結果については上記のとおりであるが、補助金交付事務については、当該関係機関の陳述にもあるとおり、一部改善が必要である。事業報告書等の内容確認・審査等に当たっては、必要な文書等の整備も含め、交付規則等に基づき適切な事務処理を行われたい。

(別表)

経費	金額(円)	人数	事業
県内	1,030,940		
参加費	64,000	32	2022 部落解放・人権啓発講座
参加費	60,000	12	第 49 回部落解放・人権西日本夏期講座
旅費	72,160	8	原水爆禁止世界大会広島大会 (延べ 3 日間)
参加費	27,000	27	県連・世界人権宣言実行委員会合同学習会
参加費	29,000	29	部落解放・人権政策の確立を求める東部集会
参加費	11,000	11	ヒロシマ人権財団研究会
参加費	13,000	13	第 68 回広島県母と女性教職員の会
参加費	76,000	38	部落解放・人権政策の確立を求める県民集会
参加費	32,000	32	広島県連解放学校 (2 回)
旅費・参加費	50,100	5	平和といのちと人権を！ヒロシマ憲法集会
参加費	52,000	52	広島県連連続人権講座 (2 回)
旅費・参加費	20,040	2	命どう宝！広島をつどい
参加費	35,000	35	世界人権宣言 74 周年記念広島集会
旅費	27,060	3	不戦の誓いヒロシマ集会
参加費	17,000	17	第 24 回広島県部落解放研究者集会
参加費	16,000	16	部落解放広島県女性共闘会議第 13 回総会・学習会
参加費	125,000	25	第 43 回全国人権保育研究集会
旅費・参加費	50,100	5	平和・民主主義・人権を守るヒロシマ集会
旅費	54,120	6	部落解放広島県共闘会議第 34 回総会・学習会
旅費	36,080	4	ウクライナに平和を！市民集会
旅費	72,160	8	国際女性デー広島県集会
参加費	13,000	13	ヒロシマ人権財団人権啓発講座
旅費・参加費	30,060	3	フクシマを忘れない！脱原発学習会
参加費	19,000	19	広島県連女性部解放学校
旅費・参加費	30,060	3	民族教育の未来を考えるネットワーク総会
県外	1,321,200		
旅費宿泊費・参加費	440,480	8	部落解放第 65 回全国女性集会
旅費宿泊費・参加費	239,400	6	部落解放・人権政策確立要求中央集会 (2 回)
旅費宿泊費・参加費	212,240	7	部落解放第 54 回全国高校生集会・第 66 回青年集会
旅費・参加費	113,620	13	中四国ブロック中央解放学校
旅費宿泊費・参加費	218,880	6	部落解放研究第 55 回全国集会
旅費宿泊費・参加費	68,400	2	部落解放全国共闘及び地方共闘連絡会議総会
旅費宿泊費・参加費	28,180	1	部落解放第 28 回中央福祉学校
合計	2,352,140		